

令和4年松前町告示第65号

令和4年度松前町燃油価格高騰対策漁業者応援金給付要綱を次のように公表する。

令和4年12月28日

松前町長 岡本 靖

令和4年度松前町燃油価格高騰対策漁業者応援金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、燃油価格高騰の影響を受けている漁業者に対し、町が予算の範囲内において令和4年度松前町燃油価格高騰対策漁業者応援金（以下「応援金」という。）を給付することにより、漁業経営への影響を緩和し、漁業の継続を図ることを目的とする。

(給付対象者)

第2条 給付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 松前町漁業協同組合（以下「漁協」という。）の正組合員又は准組合員であること。
- (2) 漁協の准組合員にあっては、町内に住所を有していること。
- (3) 漁船を所有し、又は使用する権原を有していること。
- (4) 令和4年度以降も漁業を継続する意思があること。
- (5) 令和3年分の所得税又は法人税の確定申告書（所得税の確定申告書の提出義務のない者にあつては、住民税の申告書。第4条第5号において同じ。）を提出していること。
- (6) 町税を滞納していないこと。
- (7) この要綱の応援金と同種の応援金等の給付を受けていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係がないこと。
- (9) 前各号に掲げる者のほか、応援金の目的に照らして適当でないと認められる者でないこと。

(応援金の額)

第3条 応援金の額は、令和4年1月から同年10月までの間（以下「対象期間」という。）に漁業の用に供するために購入した重油又は軽油（以下「燃油」という。）の合計量をリットルの単位で表した数に25円を乗じて得た額の3分の2以内の額とし、25万円を上限とする。

(給付申請)

第4条 応援金の給付を受けようとする者は、燃油価格高騰対策漁業者応援金給付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和5年3月20日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 燃油購入明細書（様式第2号）
- (2) 対象期間における燃油の購入量及びその支払を証する書類
- (3) 漁船を所有し、又は使用する権原を有することを証する書類
- (4) 納税状況確認同意書（様式第3号）
- (5) 令和3年分の所得税又は法人税の確定申告書の控えの写し

(給付決定)

第5条 町長は、前条の規定により給付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは応援金の給付を決定し燃油価格高騰対策漁業者応援金給付決定通知書（様式第4号）により、不相当と認めるときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

2 前項の給付決定通知は、当該応援金に係る口座振替通知書の送付をもって代えることができる。

(応援金の給付)

第6条 町長は、前条第1項の規定により応援金の給付を決定した申請者（以下「受給者」という。）に対し、決定後速やかに応援金を給付するものとする。

2 応援金の給付は、受給者が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。（給付決定の取消し等）

第7条 町長は、受給者が次のいずれかに該当するときは、応援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に応援金を給付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反していることが明らかになったとき。
- (2) 虚偽の申請により応援金の給付を受けたとき。
- (3) その他町長が応援金の給付決定の取消しの必要を認めたとき。

(検査等)

第8条 町長は、応援金の給付に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

(書類の整理及び保管)

第9条 受給者は、応援金の関係書類を整理し、令和5年4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、応援金の給付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月28日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条の規定については、同年5月31日まで、第7条から第9条までの規定については、同条に規定する期間が満了する日まで、なおその効力を有する。

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

燃油価格高騰対策漁業者応援金給付申請書兼請求書

松前町燃油価格高騰対策漁業者応援金の給付を受けたいので、次のとおり申請します。  
なお、応援金の給付申請に当たり、次のことを誓約いたします。

- ・ 令和4年度以降も漁業を継続すること。
- ・ 暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- ・ 申請に対する虚偽が発覚した場合は、町の指示に従い、応援金を返還すること。

1 給付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 燃油購入明細書（様式第2号）
- (2) 令和4年1月から同年10月における燃油の購入量及びその支払を証する書類
- (3) 漁船を所有し、又は使用する権原を有することを証する書類
- (4) 納税状況確認同意書（様式第3号）
- (5) 令和3年分の所得税又は法人税の確定申告書の写し

※この申請書は、町において給付決定をした後は、応援金の請求書として取り扱います。



様式第3号（第4条関係）

町税の納税状況確認同意書

私は、燃油価格高騰対策漁業者応援金の給付を申請するに当たり、税務課が保有する町税の納付状況（滞納の有無）について、産業課において確認を行うことに同意します。

年 月 日

松前町長 様

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

※本人が自署してください。

様式第4号（第5条関係）  
松前町指令 第 号

住所  
あて先

年 月 日付けで給付申請のあった燃油等価格高騰対策漁業者応援金の給付については、令和4年度松前町燃油等価格高騰対策漁業者応援金給付要綱第5条第1項の規定により次のとおり給付を決定したので通知する。

年 月 日

松前町長

1 給付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 給付の条件

- (1) この要綱の規定を順守すること。
- (2) 町長がこの応援金の給付に関して必要と認めた調査に協力すること。